



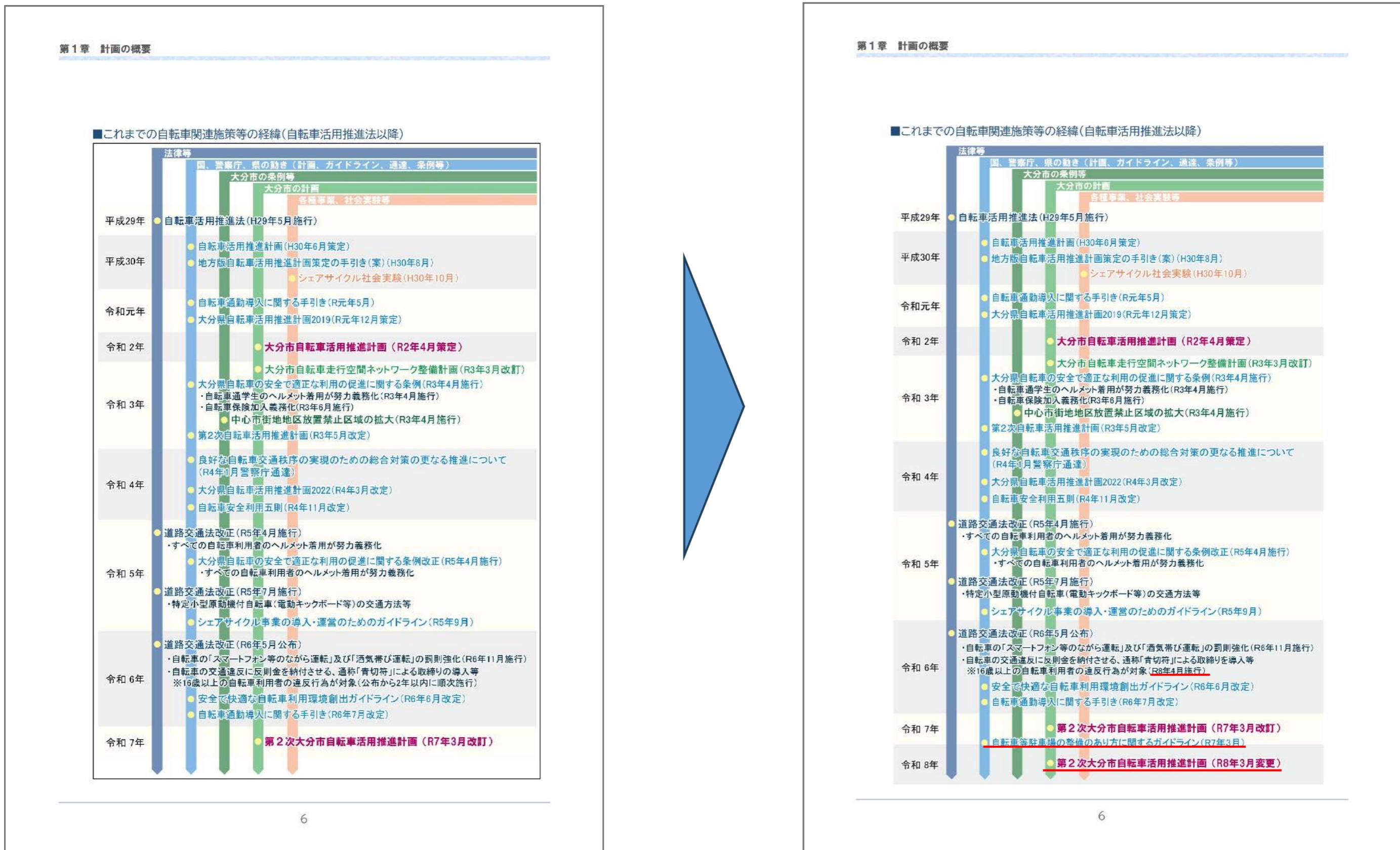
# 「第2次大分市自転車活用推進計画」(変更素案) その他見直しについて (第7章以外)



# 第2次大分市自転車活用推進計画の変更箇所について

## 第1章. 計画の概要：計画の位置付け（現計画P6）

- ・R7年度以降の改訂されたガイドライン等を追加、青切符が開始される時期を明記

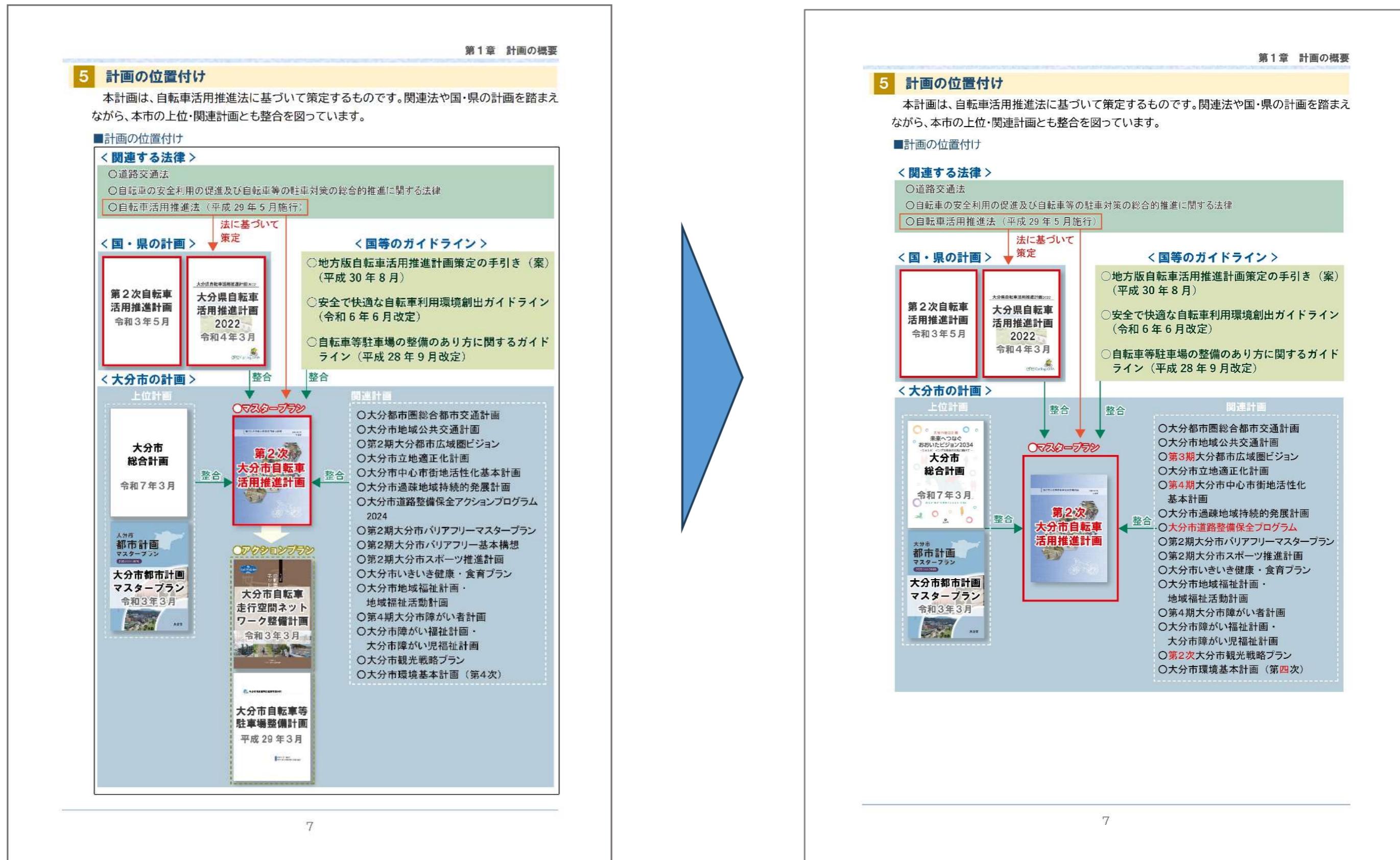




# 第2次大分市自転車活用推進計画の変更箇所について

## 第1章. 計画の概要：計画の位置付け（現計画P7）

・「自転車走行空間ネットワーク整備計画」及び「自転車等駐車場整備計画」を「自転車活用推進計画」に統合するため「計画の位置付け」を変更





# 第2次大分市自転車活用推進計画の変更箇所について

## 第1章. 計画の概要：上位関連計画（現計画P8）

- 上位関連計画の改訂にあわせて、計画名等を変更

### 第1章 計画の概要

#### 6 上位・関連計画

##### (1) 上位・関連計画の主な関連する記述

###### ■上位・関連計画の主な関連する記述

計画名	主な関連する記述
大分市総合計画 令和7年3月	・自転車等利用環境の充実 ・連続性のある自転車通行空間の整備 ・安全・快適に利用できる環境づくり ・駐輪場の整備 ・シェアサイクル事業 ・放置自転車対策
大分市都市計画マスターplan 令和3年3月	・自転車の安全・快適な通行空間のネットワーク整備 ・自転車利用環境の充実
大分都市圏総合都市交通計画 令和3年3月	・自転車ネットワーク整備 ・自転車利用環境の改善
大分市地域公共交通計画 令和6年8月変更	・シェアサイクル普及促進事業 ・サイクルアンドバスライド
第2期大分都市広域圏ビジョン 令和3年3月	・新たな回遊型観光ルートの造成 ・滞在型旅行や観光スポット巡り ・健康寿命の延伸
大分市立地適正化計画 令和6年3月	・自転車での健康増進 ・安全・快適な自転車通行空間のネットワーク整備推進
大分市中心市街地活性化基本計画 令和6年3月変更	・自転車での回遊環境の充実 ・自転車通行空間ネットワーク整備 ・OITAサイクルフェス事業
大分市過疎地域持続的発展計画 令和5年10月変更	・観光資源の活用 ・生涯スポーツの推進 ・競技スポーツの振興 ・自転車を含む交通体系の確立
大分市道路整備保全アクションプラン ラム2024	・自転車誘導サインの取組
第2期大分市バリアフリーマスターplan 令和7年4月	・放置自転車対策 ・自転車ルール・マナーの周知 ・駐輪場整備の効果
第2期大分市バリアフリー基本構想 令和7年4月	・歩行者・自転車通行時の安全性・快適性向上
第2期大分市スポーツ推進計画 令和7年3月	・OITAサイクルフェス
大分市いきいき健康・食育プラン 令和7年3月	・健康寿命の延伸 ・生活習慣病の発症予防 ・運動習慣
第4期大分市障がい者計画 令和7年3月	・自転車通行空間の整備 ・自転車マナー向上の啓発 ・放置自転車対策
大分市観光戦略プラン 令和4年3月	・自転車を活用した周遊 (西部海岸地区、さがのせきサイクリングロード) ・OITAサイクルフェス
大分市環境基本計画(第4次) 令和7年3月	・自転車利用促進



### 第1章 計画の概要

#### 6 上位・関連計画

##### (1) 上位・関連計画の主な関連する記述

###### ■上位・関連計画の主な関連する記述

計画名	主な関連する記述
大分市総合計画 令和7年3月	・自転車等利用環境の充実 ・連続性のある自転車通行空間の整備 ・安全・快適に利用できる環境づくり ・駐輪場の整備 ・シェアサイクル事業 ・放置自転車対策
大分市都市計画マスターplan 令和3年3月	・自転車の安全・快適な通行空間のネットワーク整備 ・自転車利用環境の充実
大分都市圏総合都市交通計画 令和3年3月	・自転車ネットワーク整備 ・自転車利用環境の改善
大分市地域公共交通計画 令和7年3月変更	・シェアサイクル普及促進事業 ・サイクルアンドバスライド
第3期大分都市広域圏ビジョン 令和8年3月	・新たな回遊型観光ルートの造成 ・滞在型旅行や観光スポット巡り ・健康寿命の延伸
大分市立地適正化計画 令和6年3月	・自転車での健康増進 ・安全・快適な自転車通行空間のネットワーク整備推進
第4期大分市中心市街地活性化基本計画 令和7年8月変更	・自転車での回遊環境の充実 ・自転車通行空間ネットワーク整備 ・OITAサイクルフェス事業
大分市過疎地域持続的発展計画 令和7年5月変更	・観光資源の活用 ・生涯スポーツの推進 ・競技スポーツの振興 ・自転車を含む交通体系の確立
大分市道路整備保全プログラム 平成30年6月	・歩行者・自転車の安全性や利便性、景観等を考慮した道路空間の確保
第2期大分市バリアフリーマスターplan 令和7年4月	・放置自転車対策 ・自転車ルール・マナーの周知
第2期大分市バリアフリー基本構想 令和7年4月	・歩行者・自転車通行時の安全性・快適性向上
第2期大分市スポーツ推進計画 令和7年3月	・OITAサイクルフェス
大分市いきいき健康・食育プラン 令和7年3月	・健康寿命の延伸 ・生活習慣病の発症予防 ・運動習慣
第4期大分市障がい者計画 令和7年3月	・自転車通行空間の整備 ・自転車マナー向上の啓発 ・放置自転車対策
第2次大分市観光戦略プラン 令和4年3月	・自転車を活用した周遊 (西部海岸地区、さがのせきサイクリングロード) ・OITAサイクルフェス
大分市環境基本計画(第4次) 令和7年3月	・自転車利用促進



# 第2次大分市自転車活用推進計画の変更箇所について

## 第1章. 計画の概要：アクションプラン（下位計画）（現計画P9）

- ・アクションプラン（下位計画）の統合により、当該ページを削除

第1章 計画の概要

（2）アクションプラン（下位計画）

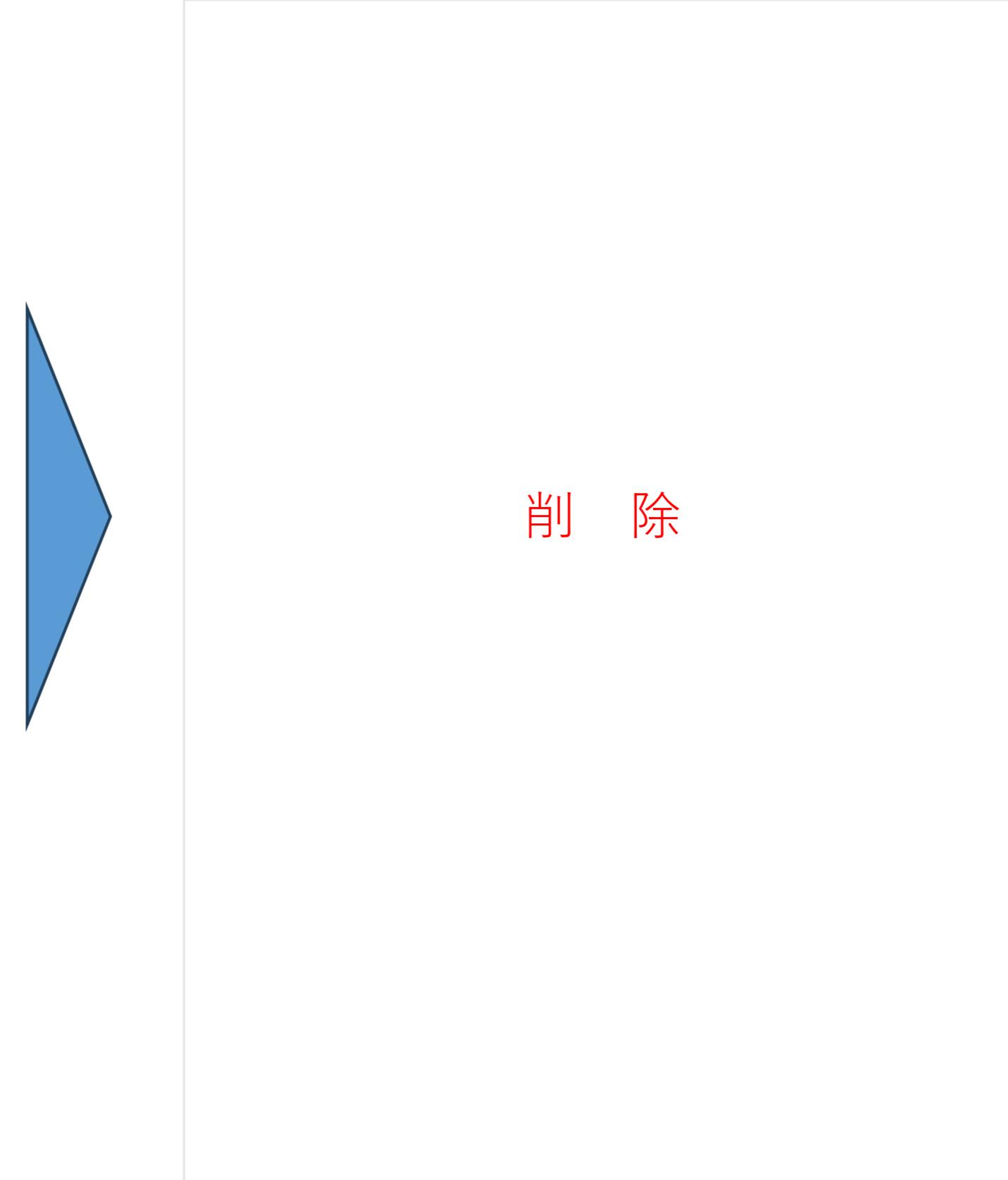
①大分市自転車走行空間ネットワーク整備計画  
<平成25年7月策定、令和3年3月改訂>  
「大分市自転車走行空間ネットワーク整備計画」は、自転車が安全・安心・快適に通行できる環境づくりと意識づくりをハード・ソフト両面から進め、歩行者をはじめとする交通弱者はもとより、全ての道路利用者にとって安全・安心な道路環境の創出を効率的かつ効果的に推進することを目的としています。



②大分市自転車等駐車場整備計画  
<平成22年3月策定、平成29年3月改訂>  
「大分市自転車等駐車場整備計画」は、自転車利用の促進など利便性の面も考慮しながら、自転車等駐車場（以下、「駐輪場」）の整備を推進するための整備方針を定め、自転車を取り巻く環境の向上と自転車利用の促進を図ることを目的としています。



9





# 第2次大分市自転車活用推進計画の変更箇所について

## 第3章. 前回計画の検証：数値目標の達成状況（現計画P28）

- ・未集計の項目に実績値を追加

### 第3章 前回計画の検証

#### 3 数値目標の達成状況

前回計画の数値目標の達成状況を整理します。コロナ禍による様々な制限があった中でも、各取組は目標に対して概ね順調に取り組んでいます。

- ①自転車ネットワーク整備延長については、「大分市自転車走行空間ネットワーク整備計画」において、整備延長を5年間で25kmとしています。年度ごとの平均5kmが目安となりますが、順調に整備が進められています。
- ②自転車イベントの観客と参加者の人数については、コロナ禍の影響により大幅な人数の減少となりましたが、サイクルフェス公式 YouTube 動画は多くの方々にご視聴頂きました。
- ③自転車ルール・マナー啓発活動の回数については、いずれの年も30回を超えており、目標に近い実績となっています。
- ④自転車事故の件数については、各年を通じて220件以下を達成しており、目標である年間20件以下の定着化が図られています。
- ⑤自転車を週1回以上利用する市民の割合については、29%と概ね目標に近づいている状況にあります。

#### ■数値目標の達成状況

設定項目	目標	実績					備考
		R2	R3	R4	R5	R6	
①自転車ネットワーク整備延長	25km (5年間)	7.755 km (7.755)	4.870 km (12.625)	9.489 km (22.114)	6.225 km (28.339)	未集計	※5年間における整備実績目標 ※()内は累計整備延長
②自転車イベントの観客と参加者の人数	73,000人 (年間)	-	2,994人 37,062回	27,923人 44,948回	44,477人 40,559回	46,907人 28,186回	※R2はコロナ禍により自粛要請 ※サイクルフェス公式動画総再生回数（参考）
③自転車ルール・マナー啓発活動の回数	35回 (年間)	31回	34回	32回	37回	未集計	
④自転車事故の件数	年間220件以下の定着化	218件	210件	201件	197件	198件	※事故件数は毎年による集計
⑤自転車を週1回以上利用する市民の割合（調査時点）	30% (R6)	-	-	-	-	29%	※令和6年大分市の自転車利用環境に関するアンケート調査（28.5%を四捨五入）

### 第3章 前回計画の検証

#### 3 数値目標の達成状況

前回計画の数値目標の達成状況を整理します。コロナ禍による様々な制限があった中でも、各取組は目標に対して概ね順調に取り組んでいます。

- ①自転車ネットワーク整備延長については、「大分市自転車走行空間ネットワーク整備計画」において、整備延長を5年間で25kmとしています。年度ごとの平均5kmが目安となりますが、順調に整備が進められています。
- ②自転車イベントの観客と参加者の人数については、コロナ禍の影響により大幅な人数の減少となりましたが、サイクルフェス公式 YouTube 動画は多くの方々にご視聴頂きました。
- ③自転車ルール・マナー啓発活動の回数については、いずれの年も30回を超えており、目標に近い実績となっています。
- ④自転車事故の件数については、各年を通じて220件以下を達成しており、目標である年間20件以下の定着化が図られています。
- ⑤自転車を週1回以上利用する市民の割合については、29%と概ね目標に近づいている状況にあります。

#### ■数値目標の達成状況

設定項目	目標	実績					備考
		R2	R3	R4	R5	R6	
①自転車ネットワーク整備延長	25km (5年間)	7.755 km (7.755)	4.870 km (12.625)	9.489 km (22.114)	6.225 km (28.339)	3.655 km (31.994)	※5年間における整備実績目標 ※()内は累計整備延長
②自転車イベントの観客と参加者の人数	73,000人 (年間)	-	2,994人 37,062回	27,923人 44,948回	44,477人 40,559回	46,907人 28,186回	※R2はコロナ禍により自粛要請 ※サイクルフェス公式動画総再生回数（参考）
③自転車ルール・マナー啓発活動の回数	35回 (年間)	31回	34回	32回	37回	37回	
④自転車事故の件数	年間220件以下の定着化	218件	210件	201件	197件	198件	※事故件数は毎年による集計
⑤自転車を週1回以上利用する市民の割合（調査時点）	30% (R6)	-	-	-	-	29%	※令和6年大分市の自転車利用環境に関するアンケート調査（28.5%を四捨五入）



# 第2次大分市自転車活用推進計画の変更箇所について

## 第3章. 前回計画の検証：基本的な整備形態（現計画P30）

- ・車道混在（自転車誘導サイン）の設置基準の変更にともない、平面図等を変更

第3章 前回計画の検証

### ■ 基本的な整備形態

自転車道	自転車通行帯（自転車レーン）	車道混在（自転車誘導サイン）
写真	写真	写真
資料：第1回 安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会配布資料（国土交通省）	資料：旧鹿沼街道（宇都宮市）	資料：庄の原佐野線側道（大分市）
断面図	断面図	断面図
歩道	自転車道 緑石・柵等	歩道
平面図	平面図	平面図
特徴	特徴	特徴
・幅員は 2.0m 以上（やむを得ない場合は 1.5m 以上）。 ・縁石や柵などの構造物によって物理的に分離。 ・一方通行が基本だが、条件によっては暫定的に双方向通行を適用できる。	・幅員は 1.5m 以上（やむを得ない場合は 1.0m 以上）。 ・自転車通行帯の破線付近に青い線を表示する、または通行帯全体を青く塗る方法がある。 ・一方通行。	・車道内に自転車の通行位置を示す矢羽根型路面表示やピクトグラムを表示する。 ・一方通行。

※自転車歩行者道について、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（I-19）」（令和6年6月、国土交通省・警察庁）によれば、「やむを得ず自転車通行空間として歩道のみを活用せざるを得ない場合には、その区間を自転車ネットワーク路線からはずし、自転車ネットワークを補完する経路として活用することを検討するものとする。」とされています。

30

第3章 前回計画の検証

### ■ 基本的な整備形態

自転車道	自転車専用通行帯（自転車レーン）	車道混在（自転車誘導サイン）
写真	写真	写真
資料：第1回 安全で快適な自転車利用環境創出の促進に関する検討委員会配布資料（国土交通省）	資料：旧鹿沼街道（宇都宮市）	資料：市道 賀来2号線（大分市）
断面図	断面図	断面図
歩道	自転車専用通行帯 緑石・柵等	歩道
平面図	平面図	平面図
特徴	特徴	特徴
・幅員は 2.0m 以上（やむを得ない場合は 1.5m 以上）。 ・縁石や柵などの構造物によって物理的に分離。 ・一方通行が基本だが、条件によっては暫定的に双方向通行を適用できる。	・幅員は 1.5m 以上（やむを得ない場合は 1.0m 以上）。 ・自転車専用通行帯の破線付近に青い線を表示する、または通行帯全体を青く塗る方法がある。 ・一方通行。	・車道内に自転車の通行位置を示す矢羽根型路面表示やピクトグラムを表示する。 ・左側通行。

※自転車歩行者道について、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（I-19）」（令和6年6月、国土交通省・警察庁）によれば、「やむを得ず自転車通行空間として歩道のみを活用せざるを得ない場合には、その区間を自転車ネットワーク路線からはずし、自転車ネットワークを補完する経路として活用することを検討するものとする。」とされています。

28



# 第2次大分市自転車活用推進計画の変更箇所について

## 第6章. 具体的な取組：自転車ネットワーク整備の推進（現計画P48）

- 整備目標の令和6年度までの実績値を更新

第6章 具体的な取組

**目標 1 都市の自転車利用環境の向上を図ることにより、便利で快適、きれいなまちをつくります。**

**1 安全で快適な自転車通行空間づくり**

国や県、警察等と積極的に連携し、自転車利用者が安全かつ安心して自転車を利用できるよう、自転車通行空間のネットワークを計画的に整備します。

**(1) 自転車ネットワーク整備の推進**

国が示す「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、交通量、事故の現状等の定量的な評価、道路の状況、学校との位置関係、ネットワークの連続性等の定性的な評価を踏まえながらネットワーク路線を選定し、各路線における道路交通の現状等を踏まえながら自転車通行空間を整備します。

**①整備目標**

本市では平成25年度から自転車通行空間の整備を行っています。令和5年度終了時点の実績値は50.5kmとなっています。

**■自転車通行空間の整備目標と実績値**

整備期間	目標値	実績値	達成状況 (実績値/目標値)	整備場所
平成25～27年度	5km	5.7km	114%	・大分駅周辺 等
平成28～令和2年度	20km	24.2km	121%	・中心部・郊外の高校周辺 等
令和3～7年度	25km	20.6km ※R5年度 終了時点	82%	・中心部 ・郊外の高校周辺 ・幹線道路 等
整備実績(累計)	—	50.5km	—	

**かた手運転 スマホ手に取り 命手放す**  
令和5年度標語コンクール 高校生の部 最優秀作品

48



第6章 具体的な取組

**目標 1 都市の自転車利用環境の向上を図ることにより、便利で快適、きれいなまちをつくります。**

**1 安全で快適な自転車通行空間づくり**

国や県、警察等と積極的に連携し、自転車利用者が安全かつ安心して自転車を利用できるよう、自転車通行空間のネットワークを計画的に整備します。

**(1) 自転車ネットワーク整備の推進**

国が示す「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、交通量、事故の現状等の定量的な評価、道路の状況、学校との位置関係、ネットワークの連続性等の定性的な評価を踏まえながらネットワーク路線を選定し、各路線における道路交通の現状等を踏まえながら自転車通行空間を整備します。

**①整備目標**

本市では平成25年度から自転車通行空間の整備を行っています。令和6年度終了時点の実績値は54.1kmとなっています。

**■自転車通行空間の整備目標と実績値**

整備期間	目標値	実績値	達成状況 (実績値/目標値)	整備場所
平成 25～27 年度	5km	5.7km	114%	・大分駅周辺 等
平成 28～令和 2 年度	20km	24.2km	121%	・中心部・郊外の高校周辺 等
令和 3～7 年度	25km	24.2km ※R6 年度 終了時点	97%	・中心部 ・郊外の高校周辺 ・幹線道路 等
整備実績(累計)	—	54.1km	—	

**かた手運転 スマホ手に取り 命手放す**  
令和5年度標語コンクール 高校生の部 最優秀作品

46



# 第2次大分市自転車活用推進計画の変更箇所について

## 第6章. 具体的な取組：ネットワーク計画図（現計画P49）

・ネットワーク計画図を更新

第6章 具体的な取組

### ②ネットワーク路線

■全体ネットワーク図

資料:「大分市自転車走行空間ネットワーク整備計画」(令和3年3月)

■自転車道整備事例

■自転車レーン整備事例

■自転車誘導サイン整備事例

49

第6章 具体的な取組

### ②ネットワーク路線

■ネットワーク計画図(全体)

第7章:「自転車ネットワーク計画」(抜粋)

■自転車道整備事例

■自転車レーン整備事例

■自転車誘導サイン整備事例

47



# 第2次大分市自転車活用推進計画の変更箇所について

## 第6章. 具体的な取組：駐輪場整備の推進（現計画P51）

- ・「中心市街地の駐輪状況の推移」を令和6年度までの数値を更新

第6章 具体的な取組

### 2 便利で適切に利用される駐輪環境づくり

<主な担当課・関係課：都市交通対策課、まちなみ企画課、生活安全・男女共同参画課>

市内に26ヶ所ある市営駐輪場の維持管理と、放置自転車対策を継続的に実施します。

#### (1) 駐輪場整備の推進

公共の場における駐輪需要に応じた駐輪場の整備を推進します。

①中心市街地における駐輪場の確保

中心市街地では、歩行者や景観形成の阻害となる放置自転車等の対策として、駐輪場の設置、自転車等の誘導・整理、放置自転車等の撤去を実施し、路上駐輪の台数は年々減少しています。令和5年度における中心市街地の駐輪場収容台数は4,197台を確保しており、路上駐輪の台数を加味しても、需要を満たしているといえます。引き続き、駐輪場の適正利用を呼びかけるとともに、利便性の高い駐輪場について検討します。

■中心市街地の駐輪状況の推移

年度	駐輪場駐輪 (平日)	駐輪場駐輪 (休日)	路上駐輪 (平日)	路上駐輪 (休日)	駐輪場収容台数
H23	2,071	1,631	2,714	2,496	3,191
H24	2,496	2,031	2,690	2,385	3,491
H25	2,785	2,13	2,785	2,615	3,526
H26	2,615	210	3,463	3,417	4,178
H27	3,465	179	3,465	3,424	3,878
H28	3,424	99	3,368	3,274	3,871
H29	3,274	25	3,140	2,885	3,912
H30	3,140	117	3,001	2,852	4,063
R1	3,001	117	2,885	2,584	4,195
R2	2,885	51	2,584	2,529	4,197
R3	2,584	51	2,508	2,497	4,197
R4	2,529	34	2,497	2,214	4,197
R5	2,497	34	2,214	2,114	4,197
R6	2,114	34	2,053	1,979	4,197

②大分駅以外の鉄道駅における駐輪場の確保

大分駅以外の鉄道駅周辺部における駐輪場については、需要を満たしていますが、今後の各駅の利用状況や駅前広場の整備等の動向を踏まえながら、必要性を検討します。



第6章 具体的な取組

### 2 便利で適切に利用される駐輪環境づくり

<主な担当課・関係課：都市交通対策課、まちなみ企画課、生活安全・男女共同参画課>

市内に26ヶ所ある市営駐輪場の維持管理と、放置自転車対策を継続的に実施します。

#### (1) 駐輪場整備の推進

公共の場における駐輪需要に応じた駐輪場の整備を推進します。

①中心市街地における駐輪場の確保

中心市街地では、歩行者や景観形成の阻害となる放置自転車等の対策として、駐輪場の設置、自転車等の誘導・整理、放置自転車等の撤去を実施し、路上駐輪の台数は年々減少しています。令和6年度末における中心市街地の駐輪場収容台数は4,197台を確保しており、路上駐輪の台数を加味しても、需要を満たしているといえます。引き続き、駐輪場の適正利用を呼びかけるとともに、利便性の高い駐輪場について検討します。

■中心市街地の駐輪状況の推移

年度	駐輪場駐輪 (平日)	駐輪場駐輪 (休日)	路上駐輪 (平日)	路上駐輪 (休日)	駐輪場収容台数
H23	2,071	1,631	2,714	2,496	3,191
H24	2,496	2,031	2,690	2,385	3,491
H25	2,785	213	2,785	2,615	3,526
H26	2,615	210	3,463	3,417	4,178
H27	3,465	179	3,465	3,424	3,878
H28	3,424	99	3,368	3,274	3,836
H29	3,274	25	3,140	2,885	3,912
H30	3,140	117	3,001	2,852	4,063
R1	3,001	117	2,885	2,584	4,195
R2	2,885	51	2,584	2,529	4,197
R3	2,584	51	2,508	2,497	4,197
R4	2,529	34	2,497	2,214	4,197
R5	2,497	34	2,214	2,114	4,197
R6	2,114	34	2,053	1,979	4,197

②大分駅以外の鉄道駅における駐輪場の確保

大分駅以外の鉄道駅周辺部における駐輪場については、需要を満たしていますが、今後の各駅の利用状況や駅前広場の整備等の動向を踏まえながら、必要性を検討します。



# 第2次大分市自転車活用推進計画の変更箇所について

## 第6章. 具体的な取組：放置自転車対策の推進（現計画P52）

- 「放置自転車の撤去台数の推移」を令和6年度までの数値を更新

### 第6章 具体的な取組

#### （2）附置義務による民間駐輪場の確保

「大分市自転車等の放置の防止等に関する条例」に基づき、民間事業者による自転車及び原動機付自転車の駐車場（附置義務駐輪場）の設置を促し、適切に民間の駐輪場を確保します。

#### （3）放置自転車対策の推進

今後も「大分市自転車等の放置の防止等に関する条例」に基づき、放置自転車対策に取り組みます。

##### ①放置禁止区域における放置自転車対策

放置禁止区域の周知と併せて、放置禁止区域内における誘導整理等を実施することで、放置自転車の解消を図ります。

##### ■放置自転車の撤去台数の推移

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
放置禁止区域内	1,095	931	943	677	608	405	289	237	235	108	105	111	100
放置禁止区域外	314	337	447	308	226	291	158	118	86	67	62	71	105
台数	2,382	2,271	2,251	1,960	1,952	1,996	1,717	1,654	1,351	1,300	1,079	1,001	1,047
計	3,791	3,524	3,641	2,945	2,786	2,692	2,164	2,009	1,672	1,475	1,246	1,183	1,252

※長期間にわたり駐輪場内に駐車され、その適正利用に支障が及ぶ自転車等を撤去したもの

##### ②放置自転車の保管所・返還所の運営

六坊北町に設置した自転車保管・返還所を活用し、放置自転車の保管と返還に係る業務の効率化を図ります。

##### ③放置自転車の有効活用

条例に基づく保管期限を過ぎた放置自転車は、車両の整備等を行い、リサイクル等による有効活用を図ります。

#### （4）自転車盗難対策の推進

警察や関係機関等と連携しながら、街頭啓発等で鍵かけの励行や防犯登録の促進を呼びかけ、防犯意識の向上を図ります。

ヘルメット かぶつてるきみ カッコいい  
令和5年度標語コンクール ヘルメットの部 特別賞作品



### 第6章 具体的な取組

#### （2）附置義務による民間駐輪場の確保

「大分市自転車等の放置の防止等に関する条例」に基づき、民間事業者による自転車及び原動機付自転車の駐車場（附置義務駐輪場）の設置を促し、適切に民間の駐輪場を確保します。

#### （3）放置自転車対策の推進

今後も「大分市自転車等の放置の防止等に関する条例」に基づき、放置自転車対策に取り組みます。

##### ①放置禁止区域における放置自転車対策

放置禁止区域の周知と併せて、放置禁止区域内における誘導整理等を実施することで、放置自転車の解消を図ります。

##### ■放置自転車の撤去台数の推移

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
放置禁止区域内	1,095	931	943	677	608	405	289	237	235	108	105	111	100	97
放置禁止区域外	314	337	447	308	226	291	158	118	86	67	62	71	105	68
台数	2,382	2,271	2,251	1,960	1,952	1,996	1,717	1,654	1,351	1,300	1,079	1,001	1,047	1,072
計	3,791	3,524	3,641	2,945	2,786	2,692	2,164	2,009	1,672	1,475	1,246	1,183	1,252	1,237

※長期間にわたり駐輪場内に駐車され、その適正利用に支障が及ぶ自転車等を撤去したもの

##### ②放置自転車の保管所・返還所の運営

六坊北町に設置した自転車保管・返還所を活用し、放置自転車の保管と返還に係る業務の効率化を図ります。

##### ③放置自転車の有効活用

条例に基づく保管期限を過ぎた放置自転車は、車両の整備等を行い、リサイクル等による有効活用を図ります。

#### （4）自転車盗難対策の推進

警察や関係機関等と連携しながら、街頭啓発等で鍵かけの励行や防犯登録の促進を呼びかけ、防犯意識の向上を図ります。

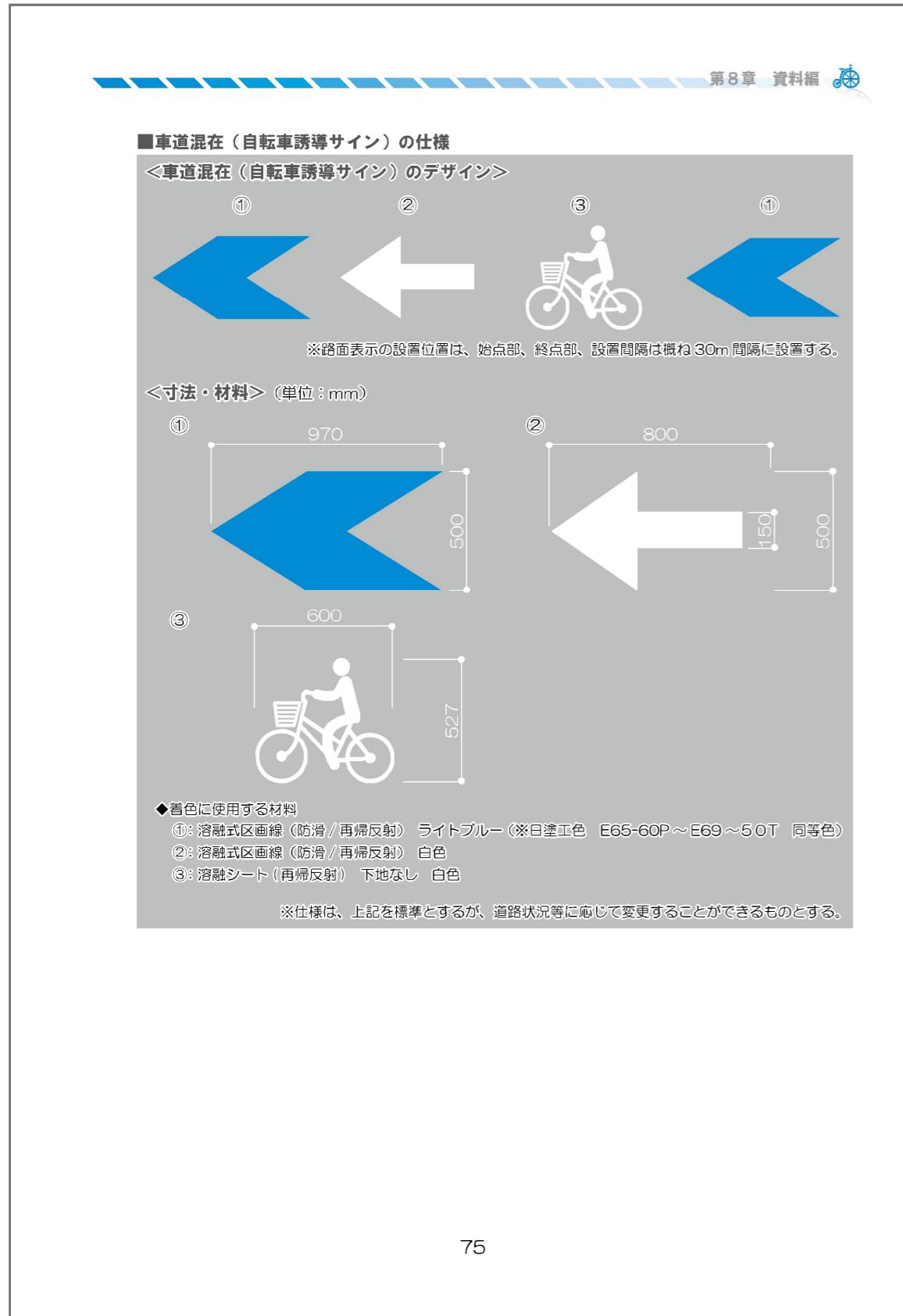
ヘルメット かぶつてるきみ カッコいい  
令和5年度標語コンクール ヘルメットの部 特別賞作品



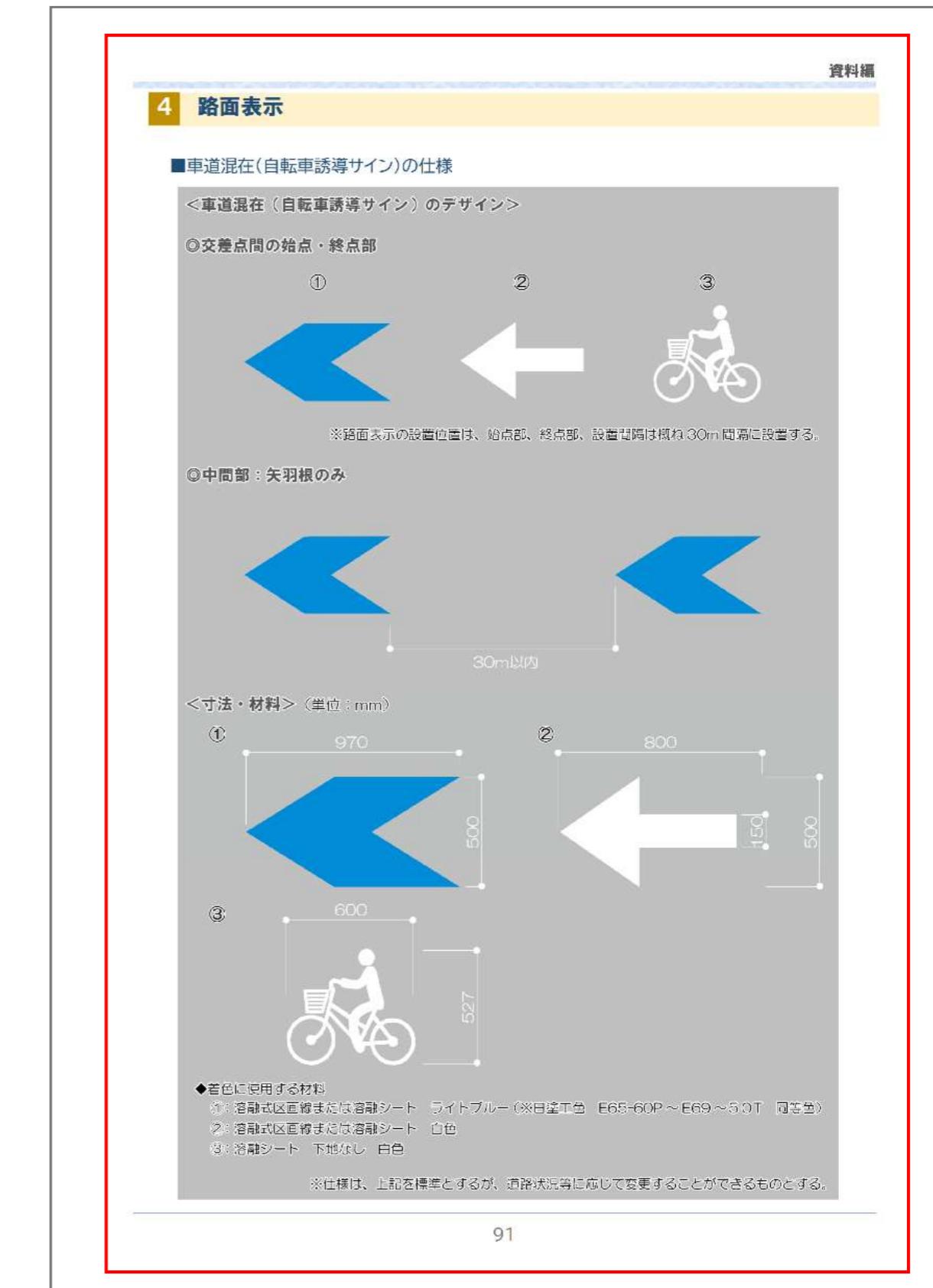
# 第2次大分市自転車活用推進計画の変更箇所について

## 資料編. 新規追加・変更

・「自転車走行空間ネットワーク整備計画（資料編）」に記載されている車道混在（自転車誘導サイン）の仕様を追加・変更



75



91



# 第2次大分市自転車活用推進計画の変更箇所について

## 資料編. 新規追加

- ・自転車走行空間ネットワーク整備計画に記載されている「基本的な整備形態の詳細」を資料編に追加

第6章 ネットワーク整備計画

### (2) 基本的な整備形態の詳細

#### 1) 自転車道

自転車道は、自転車が通行するための空間として、縁石や柵等の構造物によって物理的に分離された道路の部分です。自転車道がある道路を自転車で通行する場合は、基本的に自転車は自転車道を通らなければならぬとされています。双方向通行の整備形態も可能ですが、交差点での混乱を避ける等の理由から、ガイドラインでは「自転車道は一方通行を基本とする」とされており、双方向通行を選択する場合は条件が示されています。幅員は2m以上(やむを得ない場合は1.5mまで縮小可)とされています。

**【道路交通法】**

第2条3の3 自転車道 自転車の通行の用に供するため縁石線又は柵その他これに類する工作物によって区画された車道の部分をいう。

第63条の3 車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する二輪又は三輪の自転車で、他の車両を牽引していないもの(以下この節において「普通自転車」という。)は、自転車道が設けられている道路においては、自転車道以外の車道を横断する場合及び道路の状況その他の事情によりやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

**【道路構造令】**

第2条2 自転車道 専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。

第10条 自動車及び自転車の交通量が多い第三種(第四級及び第五級を除く。次項において同じ。)又は第四種(第三級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるもの(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、二メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。



資料編

### 5 基本的な整備形態の詳細

#### ■自転車道

自転車道は、自転車が通行するための空間として、縁石や柵等の構造物によって物理的に分離された道路の部分です。自転車道がある道路を自転車で通行する場合は、基本的に自転車は自転車道を通らなければならぬとされています。双方向通行の整備形態も可能ですが、交差点での混乱を避ける等の理由から、ガイドラインでは「自転車道は一方通行を基本とする」とされており、双方向通行を選択する場合は条件が示されています。幅員は2m以上(やむを得ない場合は1.5mまで縮小可)とされています。

**【道路交通法】**

第2条3の3 自転車道 自転車の通行の用に供するため縁石線又は柵その他これに類する工作物によって区画された車道の部分をいう。

第63条の3 車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する自転車で、他の車両を牽引していないもの(以下この節において「普通自転車」という。)は、自転車道が設けられている道路においては、自転車道以外の車道を横断する場合及び道路の状況その他の事情によりやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

**【道路構造令】**

第2条2 自転車道 専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又は柵その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。

第10条 自動車及び自転車の交通量が多い第三種(第四級及び第五級を除く。次項において同じ。)又は第四種(第三級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路で設計速度が一時間につき六十キロメートル以上であるもの(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、二メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。